八十	廃棄物処理業
八十一	自動車整備業
八十二	機械等修理業（自動車修理業及び衣服修理業等を除く）
八十三	職業紹介・労働者派遣業
八十四	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）
八十五	その他のサービス業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う養鶏業及びふ卵業、園芸サービス業並びに家畜貸付業を含む）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日　特許庁長官　糟谷　敏秀

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　二十三万六千百円 二・三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　二十二万千百円 二・三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この告示は、令和三年八月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和三年七月一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川内川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県直方市大字上頓野

一一三四番　一号から三号まで
七四六番　四号
七四五番　五号
一一八二番　六号
一一八三番　七号
一一七〇番　八号
一一四三番　九号
一一四一番　十号及び十一号
一一四九番二　十二号

○国土交通省告示第七百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和三年七月一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栂の平川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県加茂郡白川町上佐見

字前山　五九二番一　一号
五八五番一　二号
五八〇番一　三号
五八八番五　六号
五五七番二　四号
五四二番一　五号
字栗凪　六四〇番九　八号
六四一番一　九号
六四〇番三〇　十一号及び十二号
六三〇番三　十号
六一七番一　十三号
六一六番一　十四号
五九〇番一　十五号
字権蔵　六一五番　十六号及び十七号
六〇七番　十八号
六〇六番　十九号
六〇三番一　二十号
六〇三番二　二十一号

岐阜県美濃市大字大矢田

字亀蔵庵

岐阜県美濃市大字楓台

三一番　一号
四二番　二号及び三号
四三番　四号から六号まで
四四番　七号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

渡来川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千九十三号で指定した渡来川に掲げる土地の区域を除く。）

○国土交通省告示第七百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和三年七月一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大事沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を平成十六年国土交通省告示第七百六十二号で指定した同号四及び平成十八年国土交通省告示第七百十四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市野門

字富士見山国有林

五十一林班　ろ1小班　一号から二十五号まで